平成２４年（フ）第４７８号
神奈川県小田原市久野1077―12　兎河原ハイツ102、住民票上の住所神奈川県小田原市久野471番地２　小田原サニータウン516号
債務者　紅林　淳子（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４９８号
神奈川県秦野市西田原1431番地の４　タウンガーデンⅡ102号
債務者　髙野　雅俊
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５１５号
神奈川県伊勢原市板戸350番地の１　パルメゾンＹＧＭ203号、前住所神奈川県伊勢原市板戸307番地
債務者　髙橋　智洋
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５４１号
神奈川県足柄上郡大井町上大井485番地８
債務者　小野寺あきの
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５５７号
神奈川県伊勢原市板戸485番地の９　ドルフ伊勢原203号
債務者　藤村　卓也
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３６６号
新潟市西区上新栄町５丁目19番15号　アルペン205号
債務者　山内　光義
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６７号
新潟市東区東明５丁目６番地15　マンションすみれ403号、前住所新潟市江南区横越川根町４丁目14番17号
債務者　清野　武流
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８８号
新潟市中央区天神尾２丁目２番19号　白百合ハイツＢ102、前住所新潟市中央区出来島２丁目２番３号
債務者　渡辺　　実
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９８号
新潟市西区青山１丁目７番１―711号
債務者　松本　　章
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０１号
新潟県新発田市西園町３丁目３番７号
債務者　金子　良司
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２９３号
愛知県一宮市木曽川町黒田字勘宗山54番地
債務者　清水　浩太
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３２９号
愛知県一宮市開明字出屋敷45番地　開信団地４棟103号
債務者　渡邉　真一
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２８号
香川県観音寺市柞田町丙13番地３
債務者　平尾　信晃
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第３３号
香川県観音寺市大野原町中姫759番地１
債務者　白川富士子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第３４号
香川県観音寺市木之郷町1153番地１、住民票上の住所香川県観音寺市大野原町中姫759番地１
債務者　白川　鈴枝
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第３７４１号
大阪市住吉区大領３丁目６番11号　ラーレンティア108号
債務者　服部　　豊
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７４２号
大阪市住吉区大領３丁目６番11号　ラーレンティア108号
債務者　服部　有子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部